

1. はじめに

2022年（令和4年度）鳥取県営鳥取空港特定運営事業単年度計画の策定に当たり、中間評価委員会の答申を踏まえて改善すべき事項については改善し、令和5年度以降の契約期間延長を見据えて、一層のより良い空港運営を目指して単年度計画を策定いたします。

2. 将来イメージ

- ◎航空路線維持と旅客増加
- ◎航空機利用者以外の空港利用促進
- ◎商業施設の充実で華やぐ鳥取空港

■基本コンセプトと基本方針

取 り 組 み 方 針

(1) 航空機利用者の増加

⇒

- ・航空機利用者の増加を目的とした取組みを実施
- ・航空会社と連携した利用促進対策の実施
- ・鳥取県及び鳥取空港の利用を促進する懇話会と連携したエアポートセールスの実施。

(2) 航空機利用者以外の来場者増加

⇒

- ・鳥取県、関係事業者、地域住民、地域教育機関などと連携し「空の駅」「ツインポート」を推進する。
- ・空港の「賑わいを創出」、「テナント販売促進」イベントの実施

(3) 安心、安全な管理運営の徹底

⇒

- ・安全管理体制を確立するため「セルフモニタリング」の確実な実行及び適正な安全対策による安全・安心な管理運営を実施する。

(4) 管理運営の効率化

⇒

- ・維持管業務等の効率化による経営基盤強化
- ・新技術・新工法や関連技術へ挑戦できる人材確保及び人材教育

3. 空港活性化に関する計画

航空機利用者数及び空港来場者数は、令和元年度（2019年度）まで順調に増加していましたが、新型コロナウイルスの感染症拡大により、令和2年度（2020年度）は大幅に減少しました。その後感染者は縮小拡大を繰り返し、その影響は令和3年度（2021年度）末まで続き長期化しており、令和4年度（2022年度）に、どの程度まで回復するのか不透明な状況となっています。従いまして感染の影響が顕著化していなかった令和元年度より、どこまで回復するのかを目標値とし、感染症対策を徹底したうえで、航空機利用者の増加を第一とし、地域の賑わい拠点としての活動を再開します。

(1) 当社の目標値 (令和2年度2020年度 → 令和5年度 2023年度)

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
(1) 航空機 利用者数	目標	400千人	418千人	※290千人	272千人以上	311千人以上
	実績	389千人	92千人	134千人 (実績予測)	—	—
(2) 航空機 以外の利用 者数	目標	400千人	418千人	※295千人	408千人以上	466千人以上
	実績	404千人	175千人	242千人 (実績予測)	—	—
合計	目標	800千人	836千人	585千人	680千人以上	777千人以上
	実績	793千人	267千人	376千人	—	—

a) 航空機利用者数(国内線 鳥取ー羽田線 定期便5便就航)

2019年度(令和元年度)実績値・・・新型コロナウイルス感染拡大の影響なし。

2020年度(令和2年度)実績値・・・新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、目標値を大幅に下回った。

2021年度(令和3年度)目標値・・・2021年度(令和3年度)も新型コロナウイルス感染拡大の影響が継続し目標値を下回った。

【※2021年度(令和3年度)目標値設定について】

ワクチン接種の促進を考慮して、2019年度実績の約75%程度の回復を予測し目標値に設定したが、2022年(令和3年度)2月時点では約34%程度の回復となっている。

2022年度(令和4年度)目標値・・・前年度を踏まえ、以下のとおり令和3年度目標値を下方修正し以下の目標値とする。

新型コロナウイルス感染拡大の影響が無かった2019年度実績の70%の回復を目標値と設定。

2023年度(令和5年度)目標値・・・新型コロナウイルス感染拡大の影響が無かった2019年度実績の80%の回復を目標値と設定。

b) 航空機以外の利用者数(来場者数)

【※2021年度(令和3年度)目標値設置について】

航空機利用者数同様、2019年度(令和元年度)の約73%程度の回復を予測し、目標値としたが、2022年度(令和3年度)2月時点では58%程度の回復となっている。

2022年度(令和4年度)・・・航空機利用者数1:1.5の来場者数を目指す。

2023年度(令和5年度)・・・航空機利用者数1:1.5の来場者数を目指す。

新型コロナウイルス感染拡大の影響のなかでも感染症対策を徹底したうえで、空港の賑わい創出を維持し、テナントの販売促進に繋がるなど将来を見据えたイベント等を実施することで、目標値を乗降客数の1.5倍とする。

(2) 令和4年度 航空機利用者増加の取組及び空港の賑わい創出イベントの実施計画
 実施に際しては新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止や規模を縮小する場合があります。

a) 航空機利用者の増加・搭乗率の向上を目指して以下の取組を実施します。

①航空機の利用促進の取組

取組	内容
ANA東京便搭乗率向上キャンペーン	ANAと協力・連携して利用者増加を目指す。
ONSENガストロノミーIN 鳥取空港 吉岡温泉（仮）	地域の食文化、温泉などを楽しむウォーキングイベントを開催。県外からの誘客を図り、リピーターを獲得する。
モニタリングツアーの企画（地域DMOと連携したワーケーション体験ツアーなど）	移住、定住、ワーケーションなどのモニタリングツアーを企画し羽田からのアクセスの良さを体感して頂く。 空港でのリモートワーク体験など
県立ハローワークの副業人材事業を活用	東京大手百貨店の社員と副業契約を結び、専門家のノウハウを吸収しながら新たな賑わいを創出する。
国際チャーター便の誘致活動	国際観光誘客課と連携したエアポートセールス展開する。
国際チャーター便旅客のリピーター獲得	おもてなし実施「空の駅女子会」と連携する。

②空港周辺の二次交通改善（空港アクセス改善）

- ・鳥取砂丘コナン空港と周辺観光地等を結ぶ二次交通改善（充実化）
- ・民間主導プラットフォームを立上げ、幅広く多様な利用側の視点から実態調査を行い、二次交通改善を図る。

③ANA、ANAグループ会社との連携

- ・航空会社と連携し、カーシェアを始めとするMa a S（地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索、予約、決済等を一括で行うサービス）の実施

④東京便5便化継続とさらなる搭乗率の向上

- ・「鳥取県」「鳥取空港の利用を促進する懇話会」（以下「懇話会」という。）と連携したエアポートセールスの実施。

⑤インバウンド需要回復に向けた準備

国際チャーター便の誘致

- ・「鳥取県」「懇話会」と連携し、情報収集・発信、受け入れ態勢の整備、おもてなし向上によって誘致を促進する。
- ・アフターコロナを見据えたC I Q施設の整備
- ・国際チャーター便の再開に向けたグランドハンドリング体制及び国際線施設（換気対策、検査スペース等）等の受け入れ体制整備

b) 航空機利用者以外の空港利用促進

空港の賑わい創出やテナントの販売促進のため、民間のアイディアによって多彩なイベントを行い、航空機利用以外の空港利用促進を図ります。

令和4年度は以下のイベントを計画しています。

①鳥取砂丘コナン空港の「空の駅化」、「ツインポート化」の推進

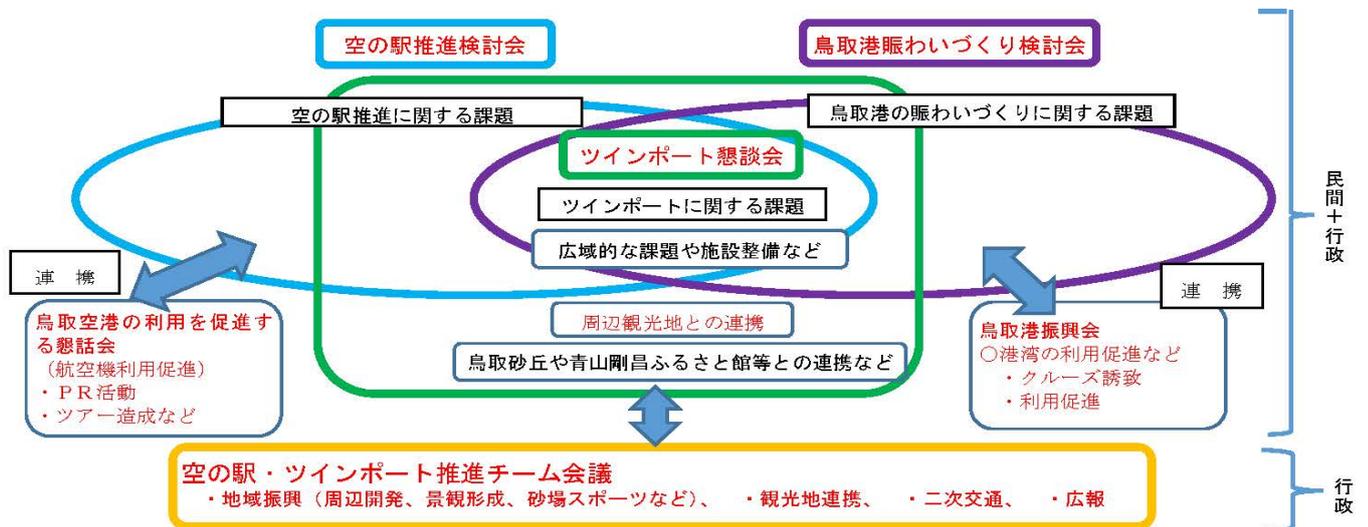
- ・県地域振興部、観光交流局等と協力した「観光・地域振興」による新規需要開拓策
- ・「空の駅」を具現化（ANA総研との連携）
- ・鳥取砂丘コナン空港 「空の駅・ツインポート推進チーム会議」への参画
- ・多彩な空港イベントの開催（イベント計画表参照）
- ・ツインポート（鳥取空港、鳥取港）で連携したイベントの開催
- ・物販、飲食店舗の共同販売促進の実施
- ・ホームページを活用した情報発信
- ・デジタルサイネージを活用したツインポートPR事業

○空港テレワーク用ブース設置によるスペース活用実験

ターミナルビルロビーにテレワーク用ブースを設置

利用状況を把握しワーケーションスペースなどの活用の可能性を調査

○ツインポート関連の検討会など（R4年度は民間主導プラットフォームを立上げ、二次交通の実態調査を実施し改善に取り組む）



(3) 県が推進しているツインポート関連の検討会等への参画

- ①県、関係事業者、地域住民、地域の幼稚園・保育園・小中学校、高校、大学との連携
- ②「空の駅化」「ツインポート化」の推進
「わったいな」や「かろいち」などと連携したツインポートイベントの開催など
- ③自治体実施する観光振興、地域活性化策との連携
- ④鳥取、山陰の情報発信機能強化
- ⑤鳥取空港情報「来んさいNavi」による情報発信
- ⑥地元商工会と連携し、「チャレンジショップ」等の手法により地域物産品の販売コーナーを展開
- ⑦体験型イベント、ワークショップ、フリーマーケットなどの開催
- ⑧テナント（物販・飲食店）との共催イベント開催
- ⑨「鳥取エアポート free Wi-Fi」を活用したニーズ調査→サービス向上
- ⑩空港コンサートなど音楽イベントの開催
- ⑪ターミナル周辺に地域の特産物を植栽し来訪者へのおもてなしやイベントに活用
- ⑫イベント用ネット回線を利用したオンラインイベントの開催

(4) 2022 年度空港の賑わい創出 イベント計画表

a) テナントと連携した販売促進を支援するイベント

イベント名	開催 予定	内容 (案)
GWフェア 2022	5 月	山陰三ツ星マーケット出店、ステージイベント等
サマーフェスタ 2022	8 月	リニューアルから 4 周年目の記念イベント
ハロウィンパレード 2022	10 月	空港内のテナントを巡る仮装パレード
クリスマスフェア 2022	12 月	テナント店舗クリスマス限定商品販売など
鳥取空港ショコラフェア 2023	2 月	テナント店舗によるバレンタイン特別メニュー、 限定商品の販売など。
春休みフェア (ツインポート)	3 月	空港内テナントとの共同企画やステージイベント 等。「わったいな」との連携イベント。

b) 空港の賑わいづくり、地域との連携によるイベント

イベント名	開催	内容
滑走路早朝マラソン 2022	7 月	鳥取空港の滑走路 2,000m を往復するマラソン大会。
鳥取空港ナイトクルーズ&星空観察会(夏)	8 月	空港ナイトクルーズと星空観察会
空港フェスタ 2022	9 月	毎年恒例の空の日イベント。自衛隊機展示や、飛行機離発着の見学など。
航空写真教室	10 月	航空機写真家藤林氏による写真教室を開催。
かにフェスタ連携イベント (ツインポート)	11 月	賀露「かにフェスタ」連携、空港で親ガニみそ汁の無料配布やガラポンなどのイベントを実施。
鳥取空港ナイトクルーズ&星空観察会(秋)	11 月	空港ナイトクルーズと星空観察。
受験生合格祈願イベント	1 月	合格祈願絵馬設置
ツインポートウォーキングイベント		かにかっこ空港ロードを利用したウォーキングイベント
「空港わくわく探検ツアー」	随時	空港内を親子で探検できるツアー。航空会社スタッフの働く姿や空港消防車・防災ヘリコプターなど見学。
コナンホールを活用したイベント	随時	e スポーツ・ミニ四駆大会・各種レセプション会場、フリーマーケット、朝市、コンサート会場など
東京芸術大学連携イベント	—	東京芸術大学との連携イベント
オンラインイベントの開催	—	e スポーツやリモートイベントなど
地元小学校との連携イベント	—	作品展示など
鳥取商業高校との連携イベント	—	「鳥商デパート」との連携イベント
ジャパンカフェフェスティバル 2022	—	県内外から「こだわりの珈琲店」が集まるフェス 県外からの誘客を図る。

4. 地域連携事業に関する計画

・地域連携事業の基本方針

鳥取砂丘コナン空港では、以前から賑わいづくりや消防活動等、地域の方々や関連団体と連携した事業を行っており、従来の取組に加え更なる連携を進めます。

○空港内で行っている地域連携事業

(1) 航空機利用者の増加

- ・東京便5便化継続とさらなる搭乗率の向上のためのキャンペーンへの参加
- ・鳥取空港の利用を促進する懇話会と協力し、利用者への記念品配布等を実施
- ・安定した国際チャーター便の就航
チャーター便到着時に懇話会、空の駅女子会等と連携した、おもてなしの実施

(2) 多様な来訪者による賑わいの創出

- ・空港内事業所が行っているCS活動イベントに、保育園児、幼稚園児の参加。
- ・小学校、中学校、高校生対象の空港での校外学習、大学生による演奏会の実施など

(3) 安全・安心な管理運営の徹底

- ・地域の消防団と湖山消防署、空港消防が連携した消防訓練の実施
- ・鳥取空港消火救難訓練における看護学生の参加など
- ・災害発生時の迅速な初動体制の確立と復旧に向けて、県民、地域の関連企業及び団体などとの連携を強化する仕組みを構築する。

5. 施設の利用に係る料金に関する計画

《基本方針》

本事業による収益確保は重要であり、収益により更なる空港活性化が促進されるなど、好循環が期待できます。空港基本施設及びターミナル施設など、利用料、貸付料、設置料など、料金設定が可能と判断されるものに関しては、関係法令に基づく手続きに従い、価格を設定し、民間事業者として柔軟且つ多様な設定により可能な限り収入増を図ります。

【利用料金の設定】

- (1) 着陸料：鳥取空港供用規程に準ずる。
- (2) 停留料：鳥取空港供用規程に準ずる。
- (3) 土地使用料：1平方メートル当たり1,241円/年
- (4) 航空機への乗降に係る施設（国際線側）

区分	単位	金額	備考
出発時	1時間	9,400円	消費税及び地方消費税別
到着時	1時間	11,400円	消費税及び地方消費税別
PBB設備、コンコース使用料	1時間	2,900円	消費税及び地方消費税別

※PBB設備使用料 1,023円/時間

(5) テナント貸付料

- ①賃料：固定方式と歩合方式（売上連動）を組み合わせ、入居者が経営継続可能な設定とし、コンセッション導入によるVFM（Value For Money）が発生する貸付料とする。
- ②管理費：店舗施設・設備などの維持管理に必要な管理コストを徴収する。
- ③設備使用料：当社が設置した店舗施設・設備などの使用料金を徴収する。
- ④直接費：入居者が使用する電気・水道代等を徴収する。

(6) 広告収入

広告として、壁面看板、デジタルサイネージ、ポスター、パンフレット、ショーケース、車両などを掲出または設置する。広告掲出料金は掲出または展示場所、形態、サイズ、放映時間等によって料金を設定する。

(7) 会議室・特別待合室

区分	場所	単位	金額	備考
①国内特別待合室 (約 35 m ²)	国内	1 時間	5,000 円	ただし、使用時間が1時間を超えた場合は30分毎に1時間分の使用料金の半額を加算する。
②国際特別待合室 (約 59 m ²)	国際			
応接 仕様	全室	1 時間	5,000 円	
応接 仕様	半室	1 時間	2,500 円	
会議室 仕様	全室	1 時間	2,000 円	
会議室 仕様	半室	1 時間	1,000 円	
その他	全室	1 時間	2,000 円	
その他	半室	1 時間	1,000 円	
③国内貸会議室 (約 27 m ²)	国内	1 時間	2,000 円	

※消費税及び地方消費税別

(8) 建物、その他の施設使用料 (テナント以外)

区分	面積	単価	備考
1 時間単位	1 平方メートル	10 円	
1 日単位	〃	150 円	10 円×15 時間

※消費税及び地方消費税別

(9) 貸倉庫等

区分	単位	金額	場所	備考
貸倉庫 1	1 日/1 ヶ月	150 円/4,500 円	中央棟 1 階階段下	
貸倉庫 2	1 日/1 ヶ月	150 円/4,500 円	中央棟 1 階	
貸倉庫 3	1 日/1 ヶ月	270 円/8,100 円	国際 1 階東側階段下	
貸ロッカー	1 ヶ月	1,000 円/人	国際階段下	

※消費税及び地方消費税別

(10) 職員等駐車場使用料

1 区画当たり 2,500 円/月 (但し、利用者の勤務形態等を考慮し減免することができる。)

区分	減免率
早朝、夜間、休日等の勤務が月 10 日以上ある職員等	1/2
早朝、夜間、休日等の勤務が月 5 日以上ある職員等	1/4

※消費税及び地方消費税込

(11) 備品使用料

区分	品名	料金 (1回当たり)	保有数
備品	会議用長テーブル	100	8
備品	大型丸テーブル	100	14
備品	演台、花台	100	1
備品	イス	100	132
備品	ポスターパネル	100	2
備品	小型ショーケース	200	1
備品	展示ボード大 (7台)、展示ボード小 (6台)	200	13
備品	パーテーションボード	200	20
備品	サイネージモニター (55インチ HDMI)	410	1
備品	テレビチューナー付モニター (70インチ HDMI)	500	2
備品	ミニ拡声器2台、ミニ拡声器 (ハンズフリータイプ) 1台	100	2
設備	コソホル放送設備一式 (アンプ・スピーカー・マイクなど)	1,000	1

※消費税及び地方消費税別

(12) 建物、その他施設にアンテナ等機器を設置した場合の使用料

該当しない機器については、大きさや重量を考慮し料金を設定する。

区分	個数	単価	備考
壁面、天井面設置 1ヶ月	1個	1,500円	重量10kg以下、四方0.2m以内
親機設備 1ヶ月	1個	5,000円	1平方メートル以内

※消費税及び地方消費税別

設置機器の電気料金は、消費電力より25円/kWhで算出し徴収する。

電気料金算出式

$$1 \text{ 日分の電気料金} = \text{消費電力} \times 25 \text{ 円 (電気料金単価)} \times 24 \text{ h (時間)}$$

$$1 \text{ 年分の電気料金} = 1 \text{ 日分の電気料金} \times 365 \text{ 日 (日数)}$$

$$1 \text{ ヶ月分の電気料金} = 1 \text{ 年分の電気料金} \div 12 \text{ カ月 (月数)}$$

- ※1 使用面積が1平方メートル未満であるとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- ※2 時間単位で使用する場合は、使用時間が1時間未満であるとき、又は時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- ※3 航空機を利用する団体旅行及び修学旅行などの出発式、解散式などは届出により無償とする。

- ※4 営業行為に類するイベントの開催については、主催者側に企画書の提出を求め、開催の可否について個別に判断する。
- ※5 ※4の営業イベントを開催する場合、建物、施設使用料金のほかに売上額の10%または売上基準額を設定し基準額を超えた額の10%、もしくはその金額に相当する額を加算する。
- ※6 コンホールなどを使用したイベントで、設備等の操作や搬入・搬出等により立会・調整業務などが発生する場合は、使用料のほかに管理料として18,000円/日(税別)を徴収する。
またスポットライトやコンセントを使用する場合は1,000円/日(税別)を加算する。
- ※7 ロビーなどでコンセントを使用する場合は1箇所当たり500円/日(税別)を徴収する。
- ※8 鳥取空港ビル(株)が主催または共催するイベントは、「8 建物、その他施設使用料」及び「10 設備備品使用料」の適用を除外する場合がある。

6. 安全・安心の確保に関する計画

(1) 安全管理体制の確立と安全・安心な管理運営

関係法令、鳥取空港機能管理規程や関連する基準などを遵守し、適切な管理運営を行います。

○空港の管理運営

鳥取空港機能管理規程を遵守し、安全・安心な管理運営を行います。

鳥取空港における安全運用を確保するため、安全管理マニュアルを遵守し、空港内の関係機関と密接な連絡・協力体制を構築、維持するため、安全管理に係る会議を開催し、安全に関する情報の共有、研修、初動訓練などを実施していきます。

<スケジュール>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全管理会議の開催	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(空港内関係機関)			●		●			●			●	
月例初動訓練	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
総合訓練							●					
安全管理研修			●		●			●			●	

○空港施設の維持管理

鳥取空港機能管理規程に基づき、維持管理計画を作成し、点検計画に基づき、施設の異常の有無の確認、異常箇所の早期発見、損傷の進行状況を日常的に把握し、リスクアセスメントによるリスク低減を図るなど、適切な施設の維持管理に努め安全・安心な維持管理を行います。

○空港施設全体の維持管理更新計画（長寿命化計画を含む）策定

鳥取空港の施設（土木施設、建築施設、全車両、国内ターミナルビル含む）は、各法令に基づいた維持管理が必要であり、県からの支援を受けながら、これらの施設の一体的な「維持管理更新計画」を策定する。効率的かつ合理的な維持管理が可能となり施設の「長寿命化」に繋げる。

年間計画工程表（巡回点検等）

【エアサイド(巡回点検)】

施設区分	施設名称	点検区分	標準回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
滑走路	10/28	巡回点検Ⅰ	3回/年	■			■				■				
		巡回点検Ⅱ	4回/年												
誘導路	E	巡回点検Ⅰ	4回/年	■			■				■			■	
		巡回点検Ⅱ	8回/年												
	W	巡回点検Ⅰ	3回/年	■			■				■				
		巡回点検Ⅱ	3回/年												
エプロン	E	巡回点検Ⅰ	3回/年	■			■				■				
		巡回点検Ⅱ	5回/年												
	W	巡回点検Ⅰ	4回/年	■			■				■			■	
		巡回点検Ⅱ	6回/年												
	S	巡回点検Ⅰ	3回/年	■			■				■				
		巡回点検Ⅱ	5回/年												
着陸帯、滑走路端安全区域			1回/年	■											
誘導路帯			1回/年	■											
過走帯			1回/年	■											
GSE通行帯等			1回/年	■											
保安道路、場周道路			1回/年	■											
場周柵			1回/年	■											
のり面、護岸			1回/年	■											
排水施設、進入灯橋			1回/年	■											

※巡回点検Ⅱは日々のランウェイチェック及び場周点検にて行うものとする。

【ランドサイド(巡回点検)】

施設区分	点検項目	標準回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
旅客ターミナル地区にある歩道ループ 門型・片持ち式道路標識	構造物の状況	1回/年	■											
	取付の状況	1回/年	■											
構内道路、駐車場		1回/年	■											
路側式・複柱式道路標識、道路付帯施設		1回/年	■											
のり面、擁壁		1回/年	■											

【ランドサイド(車上巡回による点検)】

施設区分	標準回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
構内道路、駐車場	3回/年	■			■					■			

【制限表面定期点検】

施設区分	標準回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
制限表面	4回/年	■			■					■		■	

【緊急点検】

上記以外で地震、台風、強風、高波浪などの襲来直後には緊急点検を実施する。

点検によって災害に見舞われたことが判明した場合には、迅速に施設設備等の損害状況を把握し、復旧に向けた体制を速やかに確立する。

年間計画工程表（経常維持修繕工事）

工種		施工箇所	標準回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
草刈工		制限区域内	2回/年		■	■	■	■	■	■	■					
		ターミナル地区	3回/年		■	■	■	■	■	■						
		管理用地	1回/年								■					
清掃工	舗装面清掃工	滑走路	6回/年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
		誘導路	6回/年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
		エプロン	6回/年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
		ターミナル地区 (構内道路)	12回/年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
		ターミナル地区 (歩道等)	1回/週	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	ゴミ除去工		適宜						点検結果により	適宜						
	排水溝清掃工		1回/年		■											
	道路付属物清掃工		1回/年			■										
沈砂池清掃工		適宜						点検結果により	適宜							
標識維持工	飛行場標識維持工	滑走路	適宜					点検結果により	適宜							
		誘導路	適宜					点検結果により	適宜							
		エプロン	適宜					点検結果により	適宜							
		剪定(夏季・冬季)	1回/年		(夏)								(冬)			
植栽維持工	雑草抜き取り		1回/年						■							
	施肥		1回/年												■	
	灌水		1回/年					■								
	薬剤散布		2回/年		■					■						
緊急補修工	舗装補修工		適宜	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	施設維持工		適宜	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
除雪工		適宜										■	■	■	■	

○飛行場灯火施設の運用管理

鳥取空港機能管理規程に基づき、運用手順、飛行場灯火施設保守要領等を遵守し、航空保安施設としての機能の低下を防ぎ、航空機の安全航行に期するため、適切な管理運用を行います。

(2) モニタリング

○セルフモニタリングの基本的な方針

当社が、実施契約等に定められた業務を適切かつ確実に履行し、県が求める要求水準を充足し、空港の安全運用を確保し、さらに空港利用者へのサービス向上を目指し、モニタリング計画書に基づくセルフモニタリングを実施します。

セルフモニタリングは、以下のモニタリングを行います。

○要求水準の充足に対するセルフモニタリング

○経営に対するセルフモニタリング

○要求水準の充足に対するセルフモニタリングの方法

①基本方針

空港運営等事業において、空港施設等の運営、維持管理業務について、関係法令及び空港機能管理規程（以下「空港機能管理規程等」という。）に基づき、セルフモニタリングを行います。

②実施体制

モニタリング制度が効果的に機能するように、組織内で情報を一元化、情報を共有する体制を構築します。

(3) セルフモニタリングの方法

【実施内容】

- ①空港機能管理規程等に基づき、業務日誌、点検記録簿、管理報告書等の様式を定め、日常勤務や保守点検を記録し、空港管理部長、総務部長及び専務取締役が業務内容についてチェックを行います。
- ②空港機能管理規程等に基づき、施設の管理状況や作業内容など月報を作成し、空港管理部長、総務部長及び専務取締役がチェックするとともに、県に報告いたします。
- ③事業の実施状況について、事業報告書を作成し、総務部長及び専務取締役が実施状況を適切にチェックするとともに県に報告します。
- ④実施契約等により空港管理のため、借り受ける関連備品について、管理状況を把握し、県に報告いたします。
- ⑤顧客満足度調査や空港利用者からの意見を取り込む仕組みを構築します。
- ⑥航空法等の法令等に基づく定期監査など適切に対応いたします。

【評価方法】

空港機能管理規程等に基づき、実施します。

【結果の反映方法】

空法等の法令に基づく定期監査の結果、県のモニタリング結果などを含め、改善すべきは、年間PDCAサイクルに基づき、実施体制や次年度の単年度計画の見直しなど適切に反映していきます。

○経営に対するセルフモニタリングの方法

①基本方針

空港運営の要求水準の確保や事業継続性を担保するため、事業の健全な運営を阻害するおそれのある事象あるいは原因はないか、セルフモニタリングを行います。

②実施体制

特定運営事業の収支を把握し、会計処理を適切に実施するため、仕組みと会計処理のチェック体制を構築します。

③セルフモニタリングの方法

【実施内容】

- ・日々の会計事務について、会計担当者以外の者（総務部長）が内部監査を行う。
- ・毎月の収支状況の把握と会計処理が適切になされているか、顧問税理士事務所によって月例監査を実施します。
- ・事業の実施状況について、収支計算書を作成し、社内及び顧問税理士事務所によって実施状況を適切にチェックするとともに鳥取県に報告します。事業年度終了後の収支計算書のほか、随時報告等については、鳥取県と協議してモニタリング計画に反映します。
- ・内部監査を適正に行います。

【評価方法】

監査意見やモニタリング

【結果の反映方法】

改善すべき事項は、実施体制や次年度の単年度計画の見直しなど適切に反映していきます。

○セルフモニタリング結果の情報公開方法

- ・セルフモニタリング結果は、当社のホームページにて公開いたします。
- ・本事業の収支及び当社の財務状況について、当社のホームページにて公開いたします。
- ・セルフモニタリング結果に対する外部からの意見の窓口や対応方針等は適時ホームページにて公開します。

○県によるモニタリングへの対応

当社としても安全・安心の確保が第一と考えており、本空港を利用されるお客様に安心してご利用いただけるよう情報提供することが必要と考えており、セルフモニタリングの方法、結果について、ホームページに公開し、県が実施するモニタリング結果とその対応等について、情報公開を図り、利用者からの意見も加味しながら、より良い空港運営ができる仕組みを構築していきます。

○法令等に基づく検査等

国等、関係法令に基づき実施される検査について適切に対応いたします。
また、検査結果については、県と情報共有を行います。

7. 維持管理業務等の効率化

安全、安心な空港の管理運営を維持向上するとともに、業務のデジタル化、外部発注の見直し検討等を進め、経営基盤を強化します。

1 空港管理の効率化

(1) 外部の専門業者との連携

- ア 外部の専門業者との協力体制を確立し機動的な空港運営を実施
- イ アドバイザー契約、コンサルタント契約などによるノウハウの活用

(2) 危機管理能力の向上

- ア 月例訓練、総合訓練など各種想定に基づいた訓練の継続実施
- イ A2-BCP計画（空港業務継続計画。空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化したもの。）の精度向上

(3) CO2排出削減の検討

- ア ターミナルビル照明のLED化検討（国内ビル）
- イ ターミナルビル空調熱源の高効率化検討
- ウ 車両のEV化検討
- エ EV充電スタンド整備
- オ 太陽光パネル設置

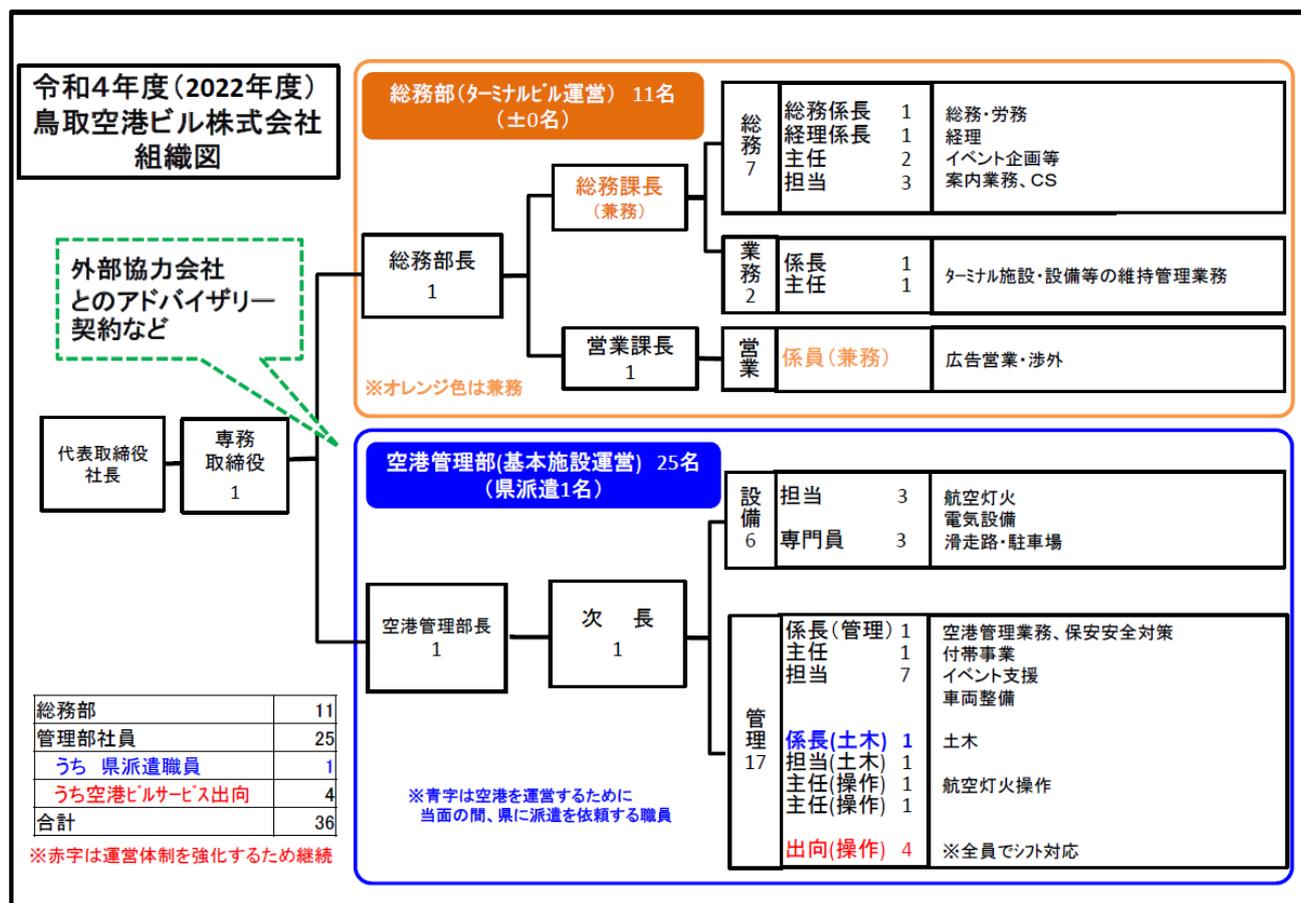
8. 滑走路等の更新投資に関する費用負担の計画

○全体計画で示している滑走路等の更新投資費用の負担

空港の基本となる施設である滑走路、誘導路など国の補助事業の対象となる更新投資（更新・拡張）が発生した場合の対応については、全体計画で示しているとおり、県が特定事業の選定において定量的評価として示されている財政負担額の削減見込額（1,700万円）を限度とさせていただくことには変わりはありませんが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって収支状況が悪化するなど、削減見込額に達成しない可能性もありますので、その場合は協議をお願いします。

9. 事業実施体制

(1) 組織体制



- ・ 空港経営のための人材確保、人材育成、職員の技能継承

当社は県からの職員派遣を受け3年間特定運営事業を行ってきました。

令和4年度、県派遣職員は1名となりましたが、引続き効率的かつ安全な管理を実施いたします。

(2) 人事及び雇用に関する計画

- ・ 空港経営のために必要な人材を確保するとともに、適切な労働環境を創出し維持します。

また昨年度に引き続き、新規採用などによる人員体制の強化を図り、イベント対応や管理運営体制を維持します。

◇ 空港基本施設等運営業務、空港航空保安施設等運営業務などこれまで県から引継いだノウハウ

及び民間の手法によって継続的で安全・確実な空港の管理運営を行います。

◇ 空港の就航促進、利用促進、空の駅に関する事業等、今後強化すべき事業について必要な人材を確保します。

- ・ 空港の管理運営にあたり県と緊密に連携し、管理運営の確実性・信頼性を高めます。

(3) 委託会社及び協力会社との協業体制

- ・ 管理運営に従事する委託会社や協力会社と連携を強化し、安全・安心で的確な空港の管理運営を実施します。

(4) 人材育成に関する施策

- ・国等が実施する空港管理に関する研修への参加、当社が実施する研修などを通じ、空港の安全管理・業務水準の向上を図るとともに、一人ひとりの社員が自発的、積極的、継続的にスキルアップにチャレンジできる環境を推進していきます。

(5) 人材育成

- ・新技術・新工法の導入に適応できる人材育成を目指します。
- ・専門業者との人事交流や協力関係の構築により社員の育成、技術向上を目指します。
 - 社員が新たな技術的・知的な挑戦が可能な魅力のある職場づくり。
 - 経営主体として最も重要な部分である人材確保および職員の能力開発。
 - 社員の年齢構成を考慮し、技術・ノウハウの継承が可能な体制の構築。
 - 上記を達成するため自助努力で適切な人材確保および人材育成を行う。

10. 収支計画

(1) 全体計画の収支計画（税込み）

（単位：千円）

	H30年度 2018年度	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
運営交付金	334,868	428,308	431,834	431,432	431,030	430,629
着陸料収入	47,397	63,780	64,366	64,366	64,366	64,366
土地建物等貸付収入	23,112	31,102	31,387	31,387	31,387	31,387
その他収入	392	528	533	533	533	533
収入合計	405,769	523,718	528,120	527,718	527,316	526,915
空港維持管理費	342,991	438,967	442,334	442,334	442,334	442,334
国際ターミナル運営費	58,276	78,022	78,336	77,933	77,532	77,129
支出合計	401,267	516,989	520,670	520,267	519,866	519,463
収支	4,502	6,729	7,450	7,451	7,450	7,452

※平成30年6月提出全体計画

※消費税は令和元年度に8%から10%に変更しています。

(2) 契約期間中の収支実績（税込み）

（単位：千円）

	H30年度 2018年度 (実績)	R元年度 2019年度 (実績)	R2年度 2020年度 (実績)	R3年度 2021年度 (見込み)	R4年度 2022年度 (計画)	R5年度 2023年度 (一)
運営交付金	325,690	419,831	452,991	457,813	466,272	—
(1) 運営交付金	325,690	419,831	436,187	435,829	431,030	
(2) その他支援金	0	0	16,804	21,984	35,242	
着陸料収入	46,061	63,127	16,897	16,749	34,219	—
土地建物等貸付収入	34,699	51,615	25,547	27,399	39,700	—
その他収入	924	2,375	2,404	14,271	1,100	—
収入合計	407,374	536,948	497,839	516,232	541,291	—
空港維持管理費	331,965	434,442	423,762	412,207	433,533	—
国際ターミナル運営費	55,935	84,639	76,703	88,330	82,000	—
その他	0	0	0	0	15,000	
支出合計	387,900	519,081	500,465	500,537	530,533	—
収支	19,474	17,867	△2,626	15,695	10,758	—

(3) 令和4年度(2022年度)の収支計画

(単位:千円)

項目	予算額	備考
運営費交付金	466,272	
(1)運営交付金	431,030	
①運営費	359,097	
②大規模修繕費	57,800	
③除雪費	14,133	
(2)その他支援金	35,242	
①着陸料・停留料の減免支援	25,242	
②維持管理更新計画(長寿命化)策定	10,000	
着陸料収入	34,219	
(1)定期便	33,858	
(2)チャーター便	0	
(3)その他	361	
土地建物等貸付料収入	39,700	
(1)土地使用料	16,000	
(2)PBB等使用料	0	
(3)施設使用料	2,200	
(4)テナント賃料	19,300	
(5)広告収入	2,200	
その他収入	1,100	
収入合計	541,291	
空港等維持運営費	433,533	
(1)人件費	105,000	
(2)維持管理費(灯火、消火救難、車両、修繕)	239,000	
(3)光熱水費	9,900	
(4)大規模修繕費	57,800	
(5)除雪費	14,133	
(6)事務費	2,200	
(7)その他	5,500	
国際線ターミナル運営費(中央部を含む)	82,000	
(1)人件費	16,000	
(2)維持管理費(警備、点検、清掃等)	34,100	
(3)光熱水費	20,900	
(4)その他	11,000	
その他事業費	15,000	
維持管理更新計画(長寿命化)、アトバイザリー契約	15,000	
支出合計	530,533	
運営収支	10,758	

※定期便の運航状況(主にナイトステイ便)によって維持管理費が変動するため、状況に応じて積極的な投資にシフトします。

(4) 維持管理費 内訳

	名 称	内 容	備 考
灯 火	航空照明、電気施設維持管理業務	航空灯火及び電気設備一式の点検・整備等維持管理	外部委託
	各種継電器作動試験	保護継電器動作試験、絶縁抵抗測定、高圧部絶縁診断等	外部委託
	航空灯火・電力監視制御装置保守点検業務	航空灯火及び電力設備監視制御装置の保守点検	外部委託
	無線設備保守点検業務	無線装置の保守点検	外部委託
	上記のほか、臨時に必要な点検整備	—	—
消 火 救 難	消防業務	航空機事故等の際の消火救難活動、それに備える待機等	外部委託
	制限区域内維持管理業務	制限区域内の薬剤散布、除草等	外部委託
	電源局舎、消防車庫機械警備業務	電源局舎、消防車庫の機械警備、警報機器の点検	外部委託
	化学消防車の保守点検・整備	化学消防車（3台）の点検整備、タイヤ交換等	外部委託
	消火救難訓練	消火救難訓練に係る大型バス借り上げ等	
	医療資機材整備	救急医療セット等の更新	
車 両	各種車両の点検整備	滑走路点検車、摩擦係数測定車、バードパトロール車等の点検整備	外部委託
	除雪車両の点検整備	除雪トラック、スノースーパー、ロータリー除雪車、凍結防止剤散布車等の点検整備	外部委託
	各種車両の重量税	車検整備時に発生する重量税	
管 理 ・ 修 繕	警備業務	制限区域内の夜間警備	外部委託
	非常通報装置保守	事務所内の非常通報装置の点検	外部委託
	植栽等維持管理業務	ターミナル地区の植栽管理、清掃	外部委託
	場周柵、貯水槽バルブ修繕	老朽化した場周柵及び貯水槽バルブの修繕	外部委託
	有害鳥獣駆除委託	航空機離発着の支障となる鳥獣の駆除	外部委託
	ハイジャック等防止対策業務補助	航空運送事業者が行う保安対策業務等に係る費用の補助	
	その他小修繕（50万円以下）	突発的な修繕等に要する費用	

(5) 大規模修繕費実施計画（当初計画） 内訳

名 称	内 容	備 考
1. 航空灯火補用品	航空灯火消耗品の確保	外部委託
2. VOR/DME前駐車場カメラ移設残工事	令和3年度内に納入されない購入品があるため、令和4年度実施	外部委託
3. 路面性状調査	誘導路、エプロンの路面の劣化状況の評価	外部委託
4. 制限表面測量業務	制限表面下の物件の測量（伐採を含む）	外部委託
5. 進入灯橋脚試験施工	進入灯橋脚の修繕対策に係る工法検討。ただし緊急的な応急対策として鋼材露出部分の修繕を実施。	外部委託
6. 発電機点検仮設工事 （執行協議案件）	（執行協議案件）	外部委託
7. 場周柵補修	場周柵等修繕	外部委託
8. 埋込灯器樹脂補填修繕	気温上昇時樹脂が軟化していることから、年次的に新素材へ変更する。	外部委託
9. 調整池機能向上対策検討業務	調整池下流側排水路の流下検証、排水能力の向上策検討	外部委託
10. ワンゼロ場周南カメラ増設工事		外部委託
11. その他修繕費（50万円以上）	50万円以上の大規模修繕（除雪関連費用を除く）	外部委託

※大規模修繕費の予算の範囲内で優先順位の高いものから実施します。

(6) 国際線ターミナル運営費 内訳

名 称	内 容	備 考	
警 備 ・ 清 掃 等	警備業務（常駐、夜間警備）	ターミナル施設の点検、警備	外部委託
	清掃業務	ターミナル施設及び電源局舎の清掃	外部委託
	ごみ収集業務	ターミナル内で発生するごみの収集	外部委託
	観葉植物交換業務	ターミナル内の観葉植物の交換	外部委託
	フロアマット交換業務	ターミナル施設出入口のフロアマット交換	外部委託
保 守 点 検	昇降機設備保守点検業務	エレベーター、エスカレーターの保守点検	外部委託
	冷温水発生機保守点検業務	冷温水発生機の保守点検	外部委託
	空調衛生機器保守点検業務	空調衛生機器の保守点検	外部委託

搭乗橋設備保守点検業務	旅客搭乗橋（PBB）の保守点検	外部委託
自動制御機器保守点検業務	中央監視設備等自動制御機器の保守点検	外部委託
自動扉開閉装置保守点検業務	自動扉開閉装置（ターミナル自動ドア、空港東ゲート）の保守点検	外部委託
自家発電装置保守点検業務	非常用自家発電装置の保守点検	外部委託
地下油タンク保守点検業務	地下油タンクの法定定期点検	外部委託
自家用工作物保安管理業務	自家用電気工作物の電気保安管理	外部委託
持込手荷物、受託手荷物の X 線検査装置保守点検業務	持込手荷物、受託手荷物の X 線検査装置の保守点検	外部委託
消防設備保守点検業務	消防設備（国際線ターミナルほか9棟）	外部委託
X-RAY 検査機器点検業務	X-RAY 検査機器の日常点検	外部委託
放送設備点検業務	ターミナル施設内の放送設備の点検	外部委託
コンベア設備点検業務	ターミナル内のコンベア施設の点検	

※（４）（５）（６）については、民間事業者の創意工夫・利点を活かした一体的かつ機動的な空港管理、運営を実施するとともに、効果的かつ効率的な執行に努めます。